

## 広告掲載基準細則

(目的)

**第1条** この細則は、広報活動に関する規程第7条第2項に基づき、一般社団法人学習院桜友会（以下「本会」という。）が発行及び発信する媒体に掲載する広告の取扱に関し、基本的事項を定め、本会及び学校法人学習院の社会的信用及び名誉を守ることを目的とする。

(媒体)

**第2条** 広告を掲載する媒体は、次のとおりとする。

- (1) 会報誌
- (2) 広報に関わる電子媒体
- (3) その他広告の掲載が可能と判断される媒体

(掲載内容の原則)

**第3条** 広告は、社会的に信用度が高い情報であるとともに、読者の誤解を招き、又は混乱を与えるものであってはならない。

(掲載基準)

**第4条** 広告内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載しない。ただし、第4号から第6号に該当する場合において、広報を所管する委員会が承認したものは掲載する場合がある。

- (1) 法令等に違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 特定の主義又は主張にあたるもの
- (7) 虚偽であるもの、又は誤認されるおそれのあるもの
- (8) 本会及び学校法人学習院の品位を損なう可能性があるもの
- (9) 前各号のほか、広告として不相当であると認められるもの

2 本会及び学校法人学習院と資本及び業務提携関係にない場合、関連ある団体及び事業等と誤解を与える表現を使用してはならない。

3 合理的な理由がない場合、本会及び学校法人学習院を利用した表現を使用してはならない。

(規制業種又は事業者)

**第5条** 次の各号のいずれかの業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する業種又は事業者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の業者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の業者
- (3) 賭博に関する業種
- (4) 法令等による規制の対象となっていないが、社会的に問題となっている業種又は事業者
- (5) 前各号のほか、広告を掲載することが不相当であると認められる業種又は事業者

2 広告掲載希望者が前項各号の業種又は事業者に該当するか否かの判断は、広報を所管する委員会において行う。

(広告依頼主の基準)

**第6条** 広告依頼主が次のいずれかに該当する場合は掲載しない。

- (1) 自己又はその関係者（役職員、代理人、媒介業者、主要な出資者及び経営に実質的に関

与する場合をいう。)が、現在及び将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない場合、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの(以下、総称して「反社会的勢力」という。)

- (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる場合
- (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供又は便宜の供与等の関与をしていると認められる場合
- (5) その他、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合

2 広告掲載の決定後であっても、前項に抵触することが判明した場合には、何ら催告を要せず掲載を拒否することができる。

(広告掲載の申込)

**第7条** 広告依頼主は、別に定める様式を用いて申込む。

(広告掲載の決定)

**第8条** 前条に基づき広告掲載の申込があったときは、広報を所管する委員会が、第3条から第6条に基づき速やかに掲載の可否を決定し、広告依頼主に通知する。

2 第4条から第6条に抵触しない場合でも、広告の規定数を超えるときは掲載を拒否することができる。

(広告原稿の作成)

**第9条** 広告主は、広告掲載の決定後、別に指定する期日までに完全原稿を提出しなければならない。

(広告の割合)

**第10条** 広告の割合は、当該媒体等のもつ本来の趣旨を損なわない範囲でなければならない。

(広告掲載料)

**第11条** 広告掲載料の基準額及び実額は、広報を所管する委員会が決定する。

2 基準額は、別に定める。

(広告掲載料の納入等)

**第12条** 広告主は、広告が掲載された媒体等の発行・発信後、別に指定する期日までに広告掲載料を一括して納入するものとする。

2 既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載の取下げ)

**第13条** 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取下げることができる。ただし、媒体等の入稿又は広告の掲載が完了した場合は、取下げができない。

(広告の取消)

**第14条** 広報を所管する委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合、広告掲載決定後であっても直ちに広告の掲載を取消することができる。

(1) 第9条で指定された期日までに完全原稿が提出されないとき

(2) 広報を所管する委員長が、広告内容を不相当と認めたとき

(免責)

**第15条** 本会は、広告に起因する一切の責任を負わない。

(広告主に負わせるべき責務)

**第16条** 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負う。

2 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないことを保証しなければならない。

- 3 広告の内容等が関連法令に抵触しないことを保証しなければならない。
- 4 第三者から当該広告に関わる苦情の申立又は賠償請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。

(事務)

**第17条** 広告掲載に関する事務は、本会事務局において処理する。

(雑則)

**第18条** この細則に定めのない、広告に関する事項は、広報を所管する委員会において協議、決定する。

#### 附 則

この細則は、令和7年11月11日から施行する。(令和7年11月11日理事会議決)